

平成21年1月

大学等奨学生採用候補者 各位

独立行政法人 日本学生支援機構

第一種奨学金貸与月額及び第二種奨学金による入学時特別増額貸与奨学金貸与額の
新設に係る取扱いについて

平成21年度から、政府予算の成立及び関係政令の一部改正を経て、下記1のとおり、第一種奨学金の貸与月額及び第二種奨学金による入学時特別増額貸与奨学金の貸与額（一時金）に新たな貸与月額（以下「新貸与月額」という。）及び貸与額（以下「新貸与額」という。）が設けられ、平成21年4月1日から施行される予定となっております。

平成21年度奨学生採用候補者のみなさんで、既に登録した貸与月額等（第一種奨学金は下表（参考）、第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金については「平成21年度大学等奨学生採用候補者決定通知」に記載の金額）を新設の貸与月額または貸与額に変更することを希望する場合は、下記2のとおり取り扱いますので、十分ご留意のうえ手続きを行ってください。

記

1. 貸与月額等の新設について

(1) 第一種奨学金の貸与月額の新設

平成21年度第一種奨学金採用者から、大学等に在学する者について30,000円の貸与月額が新たに設けられます。

(参考) 第一種奨学金貸与月額の新設

第一種奨学金			現行の貸与月額	改定後の貸与月額
大学 (学部)	国公立	自宅通学	45,000円	左記の区分ごとの貸与月額又は <u>30,000円</u> の貸与月額の何れか から選択
		自宅外通学	51,000円	
	私立	自宅通学	54,000円	
		自宅外通学	64,000円	
短期大学 専修学校 (専門課程)	国公立	自宅通学	45,000円	左記の区分ごとの貸与月額又は <u>30,000円</u> の貸与月額の何れか から選択
		自宅外通学	51,000円	
	私立	自宅通学	53,000円	
		自宅外通学	60,000円	

(注) アンダーラインは新貸与月額

(2) 第二種奨学金による入学時特別増額貸与奨学金貸与額の新設

平成21年度から、従前の貸与額300,000円のほかに、100,000円、200,000円、400,000円及び500,000円の貸与額が設けられます。（奨学金の種類を問わず、現在300,000円の入学時特別増額貸与奨学金を登録している奨学生採用候補者は、改めて選択しなおすことができます。）

(裏面へ続く)

(参考) 第二種奨学金による入学時特別増額貸与奨学金貸与額の新設

	現行の貸与額	改定後の貸与額
入学時特別増額貸与奨学金	300,000円	左記の貸与額又は <u>100,000円</u> 、 <u>200,000円</u> 、 <u>400,000円</u> 、 <u>500,000円</u> から希望する貸与額を選択

(注) アンダーラインは新貸与額

2. 変更を希望する場合の手続き

- (1) 新たな額の貸与を希望する場合は、同封の「平成21年度大学等奨学生採用候補者登録内容変更願(届) <新月額用>」(以下「変更願(届)」という。)に必要事項を記入の上、学校が指定する期限までに学校(卒業している方は、推薦を受けた学校。以下同じ。)に提出してください。
- (2) 第一種奨学金の新貸与月額については、進学後でも変更することは可能ですが、入学時特別増額貸与奨学金の新貸与額への変更手続きは必ず進学前に行う必要がありますのでご注意ください。
- (3) この手続を行う時点で申請者が未成年の場合は、「変更願(届)」に親権者の同意が必要となりますので、必ず記入してください。
- (4) 「変更願(届)」の様式は、学校の奨学金事務ご担当者から受け取るか、機構のホームページ(<http://www.jasso.go.jp/shougakukin/index.html>)からダウンロードしてください。
- (5) 入学時特別増額貸与奨学金採用候補者で「(申告必要)」の記載がある方は、進学届提出時に「日本政策金融公庫の『国の教育ローン』を利用できなかったことについて(申告)」に併せて、「『国の教育ローン借入申込書(お客さま控え)』のコピー」及び「融資できない旨を記載した公庫発行の通知文のコピー」の添付が必要となりましたので、必ず提出してください(参照:別紙「入学時特別増額貸与奨学金」を受けるまでの手続きについて)。

3. 進学後の手続きと新貸与月額及び新貸与額(一時金)の振込み

進学前に変更手続を行った奨学生採用候補者が大学等に進学し、進学届の提出手続を行ったときは、機構においてデータ処理手続き完了後の奨学金振込日に新貸与月額または新貸与額を振り込みます。

なお、学校の指定する期限までに「変更願(届)」を提出された場合は、進学後に手続を行う進学届の画面で、新貸与月額及び新貸与額を表示しますので確認してください。

* 入学時特別増額貸与奨学金は、奨学生採用候補者が大学等に進学し、所定の手続きを行った後で初回の奨学金振込日に届出口座へ振り込むこととなりますが、それ以前に入学金等納入のための資金が必要な場合は、労働金庫の「入学時必要資金融資」制度または日本政策金融公庫等の「教育貸付」制度などをご利用ください。(労働金庫の「入学時必要資金融資」は、当機構の入学時特別増額貸与奨学金を申し込んだ奨学生採用候補者を対象に、入学金及び授業料に充てるための資金について、奨学生採用候補者決定通知の送付時以降申し込みを受け付けて融資を行い、入学時特別増額貸与奨学金振込時に同一の口座から振替により一括返済する制度で、今年度の融資額は30万円となります。同制度の利用を予定している方は、入学時特別増額貸与奨学金の10万円及び20万円への変更は行わないでください)